

令和8年度結婚支援コンシェルジュ活動要領

1 趣旨

この要領は、茨城県が市町村・企業等と連携し、結婚支援の強化を図るため、結婚支援コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

2 活動内容

コンシェルジュは、受託団体において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村、企業、地域団体等（以下「市町村等」という。）への訪問および現状把握
- (2) 市町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 結婚支援業務未実施の市町村への働きかけ
- (4) 関係先（市町村、県内結婚サポートセンター、企業等）との情報共有
- (5) 市町村等と連携したイベント（出会いの場）、セミナー等の企画・運営
- (6) その他、市町村等の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務

3 活動目標

コンシェルジュは、年間を通して、次の目標達成に向けて努めること。

- (1) 対面またはオンラインによる県内44市町村への個別訪問
- (2) 対面またはオンラインによる10社以上の県内企業・団体等への個別訪問
- (3) 市町村等と連携した15回以上のイベント、セミナー等の企画・運営

4 秘密の保持

- (1) コンシェルジュは、その活動を通じて知り得た個人情報等を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) コンシェルジュは、その地位を営利又は政治目的のために利用してはならない。

5 活動実績の報告

コンシェルジュは、その活動状況について記録し、必要に応じて、県および国へ報告する。

6 その他

コンシェルジュの活動内容等に際し疑義がある場合は、県、受託団体、コンシェルジュ、その他関係団体の協議により決定するものとする。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。